項目 地域	泉南市(開発事業の手続等に関する条例)
目的	第1条 この条例は、泉南市(以下「市」という。)の区域内(関西空港島を除く。)において開発事業を行う場合における手続並びに公共施設及び公益施設の整備に関する基準その他必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保全及び形成を図ることを目的とする。
用語の定義	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 開発事業開発行為及び建築行為をいう。 (2) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第4条第12項に規定する行為をい
	う。 (3) 建築行為 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第2条第1項第13号、第14号及び第15号並びに同法第87条に規定する行為をいう。 (4) 開発者開発事業を行う者をいう。 (5) 開発区域開発事業を行う区域をいう。 (6) 公共施設都計法第4条第14項に規定する公共施設及び上水道施設をいう。 (7) 公益施設集会施設、ごみ集積所その他住民の生活に公益上必要な施設をいう。 (8) 公共公益施設公共施設及び公益施設をいう。 (9) 住宅戸建住宅及び長屋、共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途に供する建築物の総称をいう。 (10) 戸建住宅一の住戸を有する建築物をいう。 (11) 専用住宅戸建住宅であって、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅以外のものをいう。 (12) 総合計画泉南市自治基本条例(平成24年泉南市条例第25号)第24条第1項の規定に基づき、市のめざすべき将来像を定める基本構想及び構想を実現するための基本計画をいう。
適用範囲	第3条 この条例は、市の区域内において行われる開発事業のうち、規則で定めるものについて適用する。ただし、次の各号に掲げる開発事業については、第5条第3項の規定を除き適用しない。 (1)自己の居住の用に供する専用住宅の建築行為 (2)国又は地方公共団体等が行う建築行為 (3)都計法第29条第1項第4号から第10号までに規定する開発行為 (4)建基法第85条に規定する仮設建築物を目的とする建築行為 2 隣接する土地において行われる二以上の開発事業が一体性を有するものとして規則で定めるものに該当するときは、原則としてこれらの開発事業を一つの開発事業とみなして、前項の規定を適用する。 ※参考 施行規則 条例第3条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる開発事業とする。 (1)都計法第29条の規定による開発許可を要する開発行為 (2)都計法第42条又は第43条の規定による建築許可を要する建築行為 (3)開発区域面積が300㎡以上の建築行為 (4)二戸以上の住宅の供給を目的とする開発行為又は建築行為 (5)中高層建築物の建築行為 (6)特定用途建築物の建築行為 (6)特定用途建築物の建築行為 (7)建基法第42条第1項第5号に規定する道の築造 2 条例第3条第2項に規定する一体性を有するものは、隣接する土地において行われた開発事業により新設された道路(開発事業の完了の日から起算して1年以内のものに限る。)を利用して行われる開発事業とする。
市の責務	第4条 市は、この条例の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な実施が図られるよう必要な措置を講じなければならない。
開発者の責務	第5条 開発者は、この条例の目的を達成するため、この条例に定める開発事業着手前の手続、公共公益施設の整備の基準その他の事項を遵守しなければならない。2 開発者は、開発事業を行うに際しては、第三者との紛争が生じないよう努めるとともに、当該紛争が生じた場合においては、誠意をもってこれを解決しなければならない。3 第3条第1項各号に掲げる開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画策定及び実施に際しては、この条例の趣旨を尊重するよう努めなければならない。
開発事業に関する基準	第6条 開発者は、開発事業の計画を策定するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 当該計画の内容が総合計画並びに市が定める都市計画に係る計画及び施策に沿ったものとすること。 (2) 当該開発事業における土地利用が周辺環境と調和するよう計画すること。 (3) 当該計画において、良好な都市環境を確保するため必要な公共公益施設の整備について定めること。 2 市長は、開発事業の適正な施行を確保するための指針を定めるものとする。
開発事業に伴う 事前協議	第7条 開発者は、都計法、建基法その他開発事業に関係する法令に基づく許可、指定等の申請を行う前に、規則で定めるところにより、当該開発事業の計画について市長と協議(以下「事前協議」という。)しなければならない。ただし、当該計画内容が規則で定める軽微な開発事業については、この限りでない。 2 前項の規定は、事前協議の内容を変更しようとする場合について準用する。
計画の公開	第8条 開発者は、事前協議の申出を行った後速やかに、当該開発事業の計画の周知を図るため、開発区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、当該計画の概要を示す標識を設置しなければならない。 2 開発者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

項目 地域	泉南市(開発事業の手続等に関する条例)
計画の説明	第9条 開発者は、開発事業に伴う事前協議の申出を行ったときは、規則で定める関係住民等に対し、当該開発事業の計画の内容について具体的かつ平易に説明し、理解を得るよう努めなければならない。 2 開発者は、前項の規定による説明を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
公共公益施設の 整備等に関する 協議	第10条 開発者は、事前協議において、公共公益施設の設置、整備及びその用地等の確保(以下「公共公益施設の整備等」という。)につき、市長、教育委員会及び水道事業代表者(以下これらを「市長等」という。)並びに泉州南消防組合の管理者と協議しなければならない。 2 開発者は、前項の規定による協議が調ったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
公共公益施設の 整備等	第11条 事前協議において必要とされた公共公益施設の整備等については、市長等が別に定める整備基準により、開発者が 自らの負担と責任においてこれを行うものとする。
覚書の交換	第12条 市長及び開発者は、事前協議について合意に達したときは、これを証する文書(以下「覚書」という。)を交換するものとする。 2 開発者が前項の覚書を交換した日から起算して1年を経過する日までに公共公益施設の整備等に着手しないときは、当該覚書は、その効力を失うものとする。
報告等	第13条 市長は、この条例の施行に必要な限りにおいて、開発者又はその工事請負人若しくは工事監理者に対し、当該開発 事業に関する事項について報告又は資料の提出を求めることができる。
立入調査	第14条 市長は、この条例の施行に必要な限りにおいて、職員に開発区域又は建築物内に立ち入らせて調査若しくは検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定による調査等(以下「立入調査」という。)をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、立入調査を行うときは、関係者にこれを提示しなければならない。
完了検査等	第15条 開発者は、公共公益施設の整備等が完了したときは、市長等による完了検査(以下「完了検査」という。)を受けなければならない。ただし、事前協議において市長等が完了検査を実施する必要がないと認めたときは、この限りでない。 2 市長等は、完了検査の結果、当該公共公益施設の整備等が協議内容に適合しないと認めるとき又はその施工が不十分であると認めるときは、当該開発者に対し必要な措置を命ずるものとする。この場合において、その措置に要する費用は、当該開発者の負担とする。
公共公益施設の 移管の手続	第16条 開発者は、事前協議に係る公共公益施設又はその用地等を市に移管しようとするときは、規則で定める書類を市長 等に提出しなければならない。
指導、勧告及び 命令	第17条 市長は、この条例の規定に違反した開発者に対し、必要な措置をとることを指導し、若しくは勧告し、又は命ずることができる。
公 表	第18条 市長は、開発者が前条の規定による勧告又は命令に従わないときは、当該開発者の氏名又は名称、勧告又は命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該開発者に当該公表の内容及び理由を通知し、当該開発者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。 3 市長は、開発者が前項の規定により意見を述べたときは、第1項の規定による公表に際し、当該意見の要旨も併せて公表しなければならない。
委 任	第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
※備考 開発事業施行指 針	1 総則 1-3宅地開発等審査会(泉南市宅地開発等審査会規程) (1)次に掲げる開発事業は、泉南市宅地開発等審査会(以下「審査会」という。)の審査を受けるものとする。 ア 開発区域面積が1,000㎡以上のもの イ 中高層建築物の建築行為 ウ 5戸以上の住宅の供給を目的とする開発行為又は建築行為 エ 特定用途建築物の建築行為 オ その他市長が必要と認めるもの
	 2 基本計画に関する事項 2-3土地利用計画等 (1) 開発区域が都計法第8条に規定する防火地域又は準防火地域以外の地域にあっても、建築物の火災に対する安全性を高め、市街地の防災機能の向上を図るため、予定 (2) 建築物を準防火地域の建築基準に適合するよう努めるものとする。 (3) (2) 開発区域内は、可能な限り植栽、芝張等の緑化に努めるものとする。 (4) (4) 開発区域内の自然環境を保全し、良好な居住環境の構成を図るため、現状の樹木、池、泉等の自然的要素の活用に努めるものとする。なお、斜面地については、災害防止のための安全対策を講じるものとする。 (5) (4) 良好な景観形成を図るため、予定建築物の配置及び形態、意匠、色彩等及び屋外付帯物等が周辺景観と調和するよう努めるものとする。 (6) (5) 高齢者、障害者等が安全で快適に利用できるよう、開発区域内及び予定建築物のバリアフリー化に努めるも

泉南市(開発事業の手続等に関する条例)

のとする。

(7) (6) 開発区域周辺の生活環境の保持及び道路機能を阻害することがないよう予定建築物の配置及び運営方法等について配慮するものとする。

3 住宅の計画

3-1宅地規模

戸建住宅の敷地面積は、次表に掲げる用途地域の区分に応じて最低面積を確保するものとする。ただし、地区計画が都市計画決定されている地区又は建築協定地区で、敷地面積の最低限度が定められているときは、その規定によるものとする。

用途地域	最低面積(m²)	
第1種低層住居専用地域		
第2種低層住居専用地域	170	
第1種中高層住居専用地域	120	
第2種中高層住居専用地域	130	
その他の地域	100	

3-2共同住宅等に係る床面積

共同住宅、長屋住宅、及び寄宿舎の1住戸の専有床面積(バルコニー、共用部分を除く。)は、次表に掲げる用途区分に応じて最低面積を確保するものとする。ただし、福祉施設等に該当するときは、1住戸の専有床面積は、当該法令の規定による面積とすることができる。

用途区分	最低面積(m²)
共同住宅・長屋住宅(分譲)	50
共同住宅・長屋住宅 (賃貸)	40
ワンルーム形式住宅	25
寄宿舎	16

3-3 区画割の変更

住宅の供給を目的とした開発事業の完了後、宅地の区画割を変更しようとするときは、あらかじめ公共公益施設の管理者と協議し、区画割変更届出書(指針様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、当該区画の面積の合計が500㎡未満のときに限る。

4 駐車及び駐輪施設の計画

4-1必要台数

(1) 開発事業の目的、規模に応じ、次表に掲げる自動車の駐車施設(以下「駐車施設」という。)及び自転車・単車 (原動機付自転車及び自動二輪車)の駐輪施設(以下「駐輪施設」という。)を確保するものとする。

用途区分		基準	駐車施設 必要台数	駐輪施設 必要台数	
住宅		1戸あたり	1.0 台以上	1.0 台以上	
商業	店舗	店舗面積	25 ㎡につき 1.0 台以上	別途協議	
	上記のうち、大規模小売店舗立地法に基づく店舗に該当するときは、同法に規				
	定する必要駐車台数以上				
	事務所	店舗面積	25 ㎡につき 1.0 台以上	別途協議	
	パチンコ店	遊戲台物	I n 台×遊戲台数U F	別淦依議	
福祉	止施設等	車いす使用者用を 1.0 台以上 別途		別途協議	
上記以外		別途協議			

- 注1 駐車施設1台あたりの標準寸法は、2.3m×5.0m以上とし、車いす使用者用駐車施設1台あたりの標準寸法は、3.5m×5.0m以上とする。ただし、機械式のときは、その仕様による。
- 注2 駐輪施設1台あたりの標準寸法は、0.6m×1.8mとする。ただし、機械式のときは、その仕様による。
- 注3 開発区域内に必要台数の60%以上を確保すること。
- 注4 駐車施設については、従業員等の駐車施設は含まない。
- (2) 複数の用途区分のある建築物における駐車施設は、それぞれの区分に応じて算出した台数の合算とする。
- (3) 開発区域の過半が都計法第8条に規定する商業地域又は近隣商業地域にあっては、必要台数を50%まで低減することができる。

4-2配置

駐車及び駐輪施設は、次に掲げるとおり配置するものとする。

泉南市(開発事業の手続等に関する条例)

- (1) 自動車又は自転車・単車が安全かつ円滑に走行することのできる車路により前面道路(開発区域内に存する道路及び開発区域に接続する道路をいう。以下同じ。)に通じているものとする。
- (2) 前面道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないときにあって、敷地形状や接道条件等によりやむを得ず前面道路に対して自動車又は自転車・単車が直接面しているような配置(いわゆる串ざし駐車)とするときにおいては、前面に1m以上の空地を確保とするものとする。

5 中高層建築物

5-1電波障害の防止

- (1) 中高層建築物の建築行為によりテレビの受信障害(以下「電波障害」という。)が発生するおそれがあるときは、 あらかじめ適正な機関による調査等必要な措置を講じるとともに、電波障害が発生するおそれがある範囲内にある 居住者又は占有者に説明するものとする。
- (2) 電波障害が発生したときは、電波障害を受ける住民と協議し、速やかに必要な措置を講じるものとする。
- (3) 開発区域が周辺の状況により電波障害を受けるおそれがあるときは、受信に必要な措置を講じるものとする。

5-2日照等への配慮

- (1) 開発区域周辺の敷地に対して確保すべき日照の基準は、大阪府建築基準法施行条例(昭和46年大阪府条例第4 号)第69条の規定によるものとする。
- (2) 中高層建築物の建築行為の設計にあたり風害等を考慮し、周辺建築物等に影響を与えないよう配慮するものとする。

6 環境への配慮

6-1公害の防止

- (1) 騒音規制法、振動規制法その他関係法令等を遵守するとともに、開発事業に起因する公害が生じ、又は生じるおそれのあるときは、工事を中止し、その原因の除去に努めるものとする。
- (2) 当該開発事業に起因して生じた公害による被害の補償については、開発者が責任を負うものとする。

6-2汚水処理

- (1) 河川、池等の水質を保全するため、し尿及び生活排水は、供用開始された公共下水道区域においては公共下水道によるものとする。また、それらの区域に隣接する区域等においては別途協議し、公共下水道への接続を検討するものとする。それ以外の区域においては合併処理浄化槽又は集中処理浄化施設を設けて処理するものとする。やむを得ず処理施設を設置できないときは、し尿汲取りにより処理するものとする。
- (2) 処理した汚水の放流に起因して生じる第三者との紛争は、開発者において解決するものとする。

8 関係機関との協議等

8-1文化財

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第204号)に基づく、埋蔵文化財包蔵地又は包蔵地外で300㎡以上の開発事業を行うときは、あらかじめ教育委員会と協議し、保存の必要があるときは、その対策を講じるものとする。
- (2) 開発事業の施工中において埋蔵文化財等を発見したときは、直ちに工事を中止し、教育委員会に申し出て、その指示に従うものとする。

8-2隣地境界

- (1) 国又は地方公共団体が所有する土地に接して開発事業を行うときは、その境界を明確にするものとする。
- (2) 開発区域の境界線に隣接する土地の所有者(以下「隣地権利者」という。)に対し、開発事業の計画及び敷地境界、新設道路による効果(制限)等必要な事項について十分説明し、紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じたときは、開発者において解決するものとする。

8-3公安委員会

開発区域及びその周辺の安全かつ円滑な交通を確保するため、交通規制等に関し、所轄の警察署と協議するものとする。

8-4住居表示

開発区域の全部又は一部が住居表示実施区域内であるときは、住居の表示について市長と協議するものとする。

8-5区等への加入

住宅の供給を目的とする開発事業を行おうとするときは、譲受人等が自治会活動に円滑に参加できるよう区等と協議するものとする。

8-6学校区

住宅の供給を目的とする開発事業を行おうとするときは、学校区について教育委員会と協議するものとする。

8-7電気、ガス供給施設等の公共公益施設

電気、ガス供給施設その他の公共公益施設について、必要に応じて関係機関と協議し、整備又は誘致に努めるものとする。

9 公共公益施設の整備等

9-1道路に関する事項

項目 地域

泉 南 市 (開発事業の手続等に関する条例)

(1) 開発区域内に設ける道路は、次表に掲げる有効幅員を確保するものとする。

道路種別開発面積	一般区画街路	主要区画街路	幹線街路
1.0ha 未満		6.0m (5.0m)	
1.0ha 以上 2.0ha 未満	5.0 m	6.0m	
2.0ha 以上 3.0ha 未満		7.0 m	
3.0ha 以上 20.0ha 未満		別途協議	
20.0ha 以上			12.0m

一般区画街路宅地前の前面道路

主要区画街路一般区画街路と幹線街路をつなぐ接続道路

幹線街路主として通過交通を対象とした道路

- 注1 () 内の数値は小区間で通行上支障のないとき及び周辺の状況を勘案して支障のないときに適用する。
 - ①1街区間のみに供するとき。
 - ②袋路状道路であるが、延長が35m以内のとき。
- 注2 有効幅員とは、車両の通行上支障のない部分の幅をいう。なお、有効幅員内への電柱・防護柵等の建込は、原則として認めない。

歩道設置歩道を設置する場合は、別途協議するものとする。

歩道付近は2.5m以上とする。

(2) 道路にかかる構造、仕様については、道路施工基準によるものとする。

9-2公園・緑地及び緑化に関する事項

- (1) 開発区域の面積が3,000m以上の開発事業を行おうとするときは、別に定める施工基準により、開発事業の規模に応じた公園又は緑地を設置し、適切な維持管理方法を定めるものとする。
- (2) 建基法に基づく建築確認申請時の敷地面積が1,000㎡以上の開発事業を行おうとするときは、大阪府自然環境 保全条例(昭和48年大阪府条例第2号)に基づき、その敷地の緑化を図るものとする。

9-3排水施設に関する事項

排水施設については、別に定める施工基準によるものとする。

9-4消防施設に関する事項

- (1) 開発者は、開発区域内の周辺の状況及び規模等に応じ、消火栓、防火水槽等の消防水利施設について、開発区域を管轄する泉州南消防組合(以下「組合」という。)の消防署と協議を行い組合が示す施工基準により設置するものとする。
- (2) 貯水槽を設置するときは、その用途を他の公共施設用地とは別途に確保するものとする。ただし、土地利用計画のうえでやむを得ないと市が認めたときは、この限りでない。
- (3) 開発者は、開発区域内の予定建築物が組合が指定する建築物であるときには、はしご車等の大型車両が接近して有効に消防活動ができるよう、進入路、消防活動空地及び空間等を組合が示す施工基準に基づき確保し、維持するものとする。

9-5ごみ収集施設に関する事項

ごみ収集施設の環境衛生の向上及びごみ収集作業の安全衛生を図るため、ごみ収集施設の設置場所等について、清掃課と協議するものとする。

9-6上水道施設に関する事項

- (1) 開発区域の給水計画について、水道事業代表者と事前に協議するものとする。
- (2) 開発事業の目的、規模等並びに開発区域及びその周辺の状況に応じ、上水道その他の給配水施設を計画及び整備するものとする。
- (3) 上水道施設については、水道事業代表者が示す施工基準によるものとする。

9-7集会施設に関する事項

50戸以上の住宅の供給を目的とする開発事業を行おうとするときは、集会施設の設置について、市長と協議すること。

施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行する。